

○秋田大学医学部附属病院の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

(平成17年4月12日)

改正 令和7年3月21日一部改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律((平成15年法律第57号。以下「法」という。))及び国立大学法人秋田大学個人情報保護規程(以下「個人情報保護規程」という。))に基づき、秋田大学医学部附属病院(以下「本院」という。)の保有する個人情報の適切な管理のために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、法及び個人情報保護規程第2条に定めるところによる。

(法令との関係)

第3条 この規程に定めのない事項については、法及び個人情報保護規程のほか、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「個人情報保護委員会規則」という。))その他関係法令等(以下「法令等」という。))の定めるところによる。

第2章 管理体制

(保護管理者)

第4条 個人情報保護規程第3条第2項及び第3項第2号に基づき、本院に、総括保護管理者のもとに保護管理者を置き、附属病院長をもって充てる。

2 保護管理者は、本院における個人データ及び保有個人情報(以下「個人データ等」という。)の適切な管理を行うとともに、個人データ等を情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムの管理者と連携して、適切な管理の確保の徹底に努めるものとする。

(保護担当者)

第5条 個人情報保護規程第3条第2項及び第4項に基づき、本院に、保護担当者を置き、医療情報部長、医療安全管理部長及び事務部長をもって充てる。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、保護管理者と同等の権限を持って個人データ等の管理に関する事務を担当する。

(個人データ等の適切な管理のための委員会)

第6条 保護管理者は、個人データ等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行う必要があると認めるときは、国立大学法人秋田大学医学部附属病院個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に諮るものとする。

2 委員会に際し必要な事項は、別に定める。

第3章 職員等の責務

(職員等の責務)

第7条 職員等(個人データ等を取り扱うことのある学生、実習生、派遣労働者等を含む。以下同じ。)は、法の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人データ等を取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第8条 職員等は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第4章 教育研修

(教育研修)

第9条 保護管理者は、職員等に対し、個人データ等の適切な管理のために、総括保護管理者及び本院の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第5章 個人データ等の取扱い

(利用目的の特定)

第10条 職員等は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 職員等は、利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

第11条 職員等は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該個人情報を学術研究の用に供する目的(以下「学術研究目的」という。)で取り扱う必要があるとき(当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。

(6) 大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者(以下「学術研究機関等」という。)に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)。

(不適正な利用の禁止)

第12条 職員等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第13条 職員等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 職員等は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の

同意を得ることが困難であるとき。

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該要配慮個人情報と学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。))。
- (6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報と取得する場合であって、当該要配慮個人情報と学術研究目的で取得する必要があるとき(当該要配慮個人情報と取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(本院と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。))。
- (7) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第57条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- (8) その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)で定める場合
(取得に際しての利用目的の通知等)

第14条 職員等は、個人情報と取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 2 職員等は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報と取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報と取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。
- 3 職員等は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合(データ内容の正確性の確保等)
(データ内容の正確性の確保等)

第15条 職員等は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確か

つ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第16条 保護管理者は、その取り扱う個人データ等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データ等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(アクセス制限)

第17条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、個人データ等にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の職員に制限する。

2 アクセス権限を有しない職員等は、個人データ等にアクセスしてはならない。

3 職員等は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人データ等にアクセスしてはならない。

4 保護管理者は、職務遂行上の必要最小限の職員にアクセス権限を与えるとともに、権限の取り消しを行うことができる。

(複製等の制限)

第18条 職員等は、業務上の目的で個人データ等を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、保護管理者の指示に従い行う。

(1) 個人データ等の複製

(2) 個人データ等の送信

(3) 個人データ等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) その他個人データ等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第19条 職員等は、個人データ等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

第20条 職員等は、保護管理者の指示に従い、個人データ等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管及び施錠等を行う。

(廃棄等)

第21条 職員等は、個人データ等又は個人データ等が記録されている媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

(個人データ等の取扱状況の記録)

第22条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、個人データ等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第23条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(病院情報システムで取り扱うものに関しては、パスワード、ICカード、生体情報等を含む。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

- 2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定め
の整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行
うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

第24条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、個人データ等
へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の
期間保存するとともにアクセス記録を定期的に又は随時に分析するために必要な措
置を講ずる。

- 2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必
要な措置を講ずる。

(アクセス状況の監視)

第25条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当
該個人データ等への不適切なアクセスの監視のため、個人データ等を含むか又は
含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合
に警告表示がなされる機能の設定、当該機能の定期的確認等の必要な措置を講ず
る。

(管理者権限の設定)

第26条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、情報システム
の管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操
作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

(外部からの不正アクセスの防止)

第27条 保護管理者は、個人データ等を取り扱う情報システムへの外部からの不正
アクセスを防止するため、経路制御等の必要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

第28条 保護管理者は、不正プログラムによる個人データ等の漏えい、滅失又はき
損の防止のため、不正プログラムの感染防止等に必要な措置を講ずる。

(暗号化)

第29条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性や保護状況等、その内容と状況に応
じて、その暗号化のために必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

第30条 職員等は、本院情報システムで取り扱う個人データ等の重要度に応じて、
入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人データ等の内容の確認、既存
の個人データ等との照合等を行う。

(バックアップ)

第31条 保護管理者は、個人データ等の重要度に応じて、バックアップを作成し、
分散保管するために必要な措置を講ずる。

(病院情報システム設計書等の管理)

第32条 保護管理者は、個人データ等に係る病院情報システムの設計書、構成図等
の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等につい
て必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

第33条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行
う機器等を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

第34条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員等は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

第35条 職員等は、機器等の使用に当たっては、個人データ等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第36条 保護管理者は、個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、個人データ等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずる。

(病院情報システムの安全管理)

第37条 本院の病院情報システムの安全管理に関する事項は、別に定める。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退室の管理)

第38条 保護管理者は、個人データ等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持ち込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、個人データ等を記録する媒体を保管するための施設(以下「保管施設」という。)を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

2 保護管理者は、情報システム室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退室の管理について、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

第39条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第8章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第40条 個人データ等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員等は、直ちに保護管理者に報告する。

2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。ただ

し、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる事案の場合は、部局システム管理責任者に連絡した上で当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。

- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。なお、情報システムに関連する事案の場合は、保護管理者は部局システム管理責任者と連携して対応する。
- 4 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(公表等)

第41条 保護管理者は事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を総括保護管理者と協議の上、講ずる。

(漏えい等の報告等)

第42条 本院において、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがあるものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、本院が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合には、保護管理者(同項ただし書の規定による通知をした者を除く。)は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第9章 個人情報の提供

(第三者提供の制限)

第43条 保護管理者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) 当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき(個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)
- (6) 当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき(当該個人データ

を提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)(本院と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。)

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。)

2 保護管理者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第13条第1項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)である場合は、この限りでない。

(1) 法人の名称、住所及び学長の氏名

(2) 第三者への提供を利用目的とすること。

(3) 第三者に提供される個人データの項目

(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法

(5) 第三者への提供の方法

(6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(7) 本人の求めを受け付ける方法

(8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3 職員等は、前項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第3号から第5号まで、第7号又は第8号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。

4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

(1) 職員等が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

(3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

- 5 職員等は、前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあっては、その代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第44条 保護管理者は、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条及び第47条第1項第2号において同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条及び同号において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて法第4章第2節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置(第3項において「相当措置」という。)を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項並びに同号において同じ。)に個人データ等を提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、同条の規定は、適用しない。

- 2 保護管理者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。

- 3 保護管理者は、個人データを外国にある第三者(第1項に規定する体制を整備している者に限る。)に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第45条 保護管理者は、個人データを第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。以下この条及び次条において同じ。)に提供したときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第43条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 2 保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第46条 保護管理者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第43条第1項各号又は第4項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

- 2 保護管理者は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 3 保護管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第47条 保護管理者は、第三者が個人関連情報(個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。)を個人データとして取得することが想定されるときは、第43条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- (1) 当該第三者が法人から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- (2) 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

第10章 仮名加工情報の第三者提供

(仮名加工情報の第三者提供等)

- 第48条 保護管理者は、法令に基づく場合を除き、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。次項において同じ。)を第三者に提供してはならない。
- 2 仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに保護法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報と照合してはならない。

第11章 業務の委託等

(業務の委託等)

- 第49条 保護管理者は、個人データ等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。
- (1) 個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
- (2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。))である場合も含む。この号及び第4項において同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
- (3) 個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(6) 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

- 2 個人データ等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人データ等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。
- 3 委託先において、個人データ等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人データ等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。個人データ等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 4 保護管理者は、個人データ等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。
- 5 個人データ等を提供又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。

第12章 点検及び評価の実施等

(点検)

第50条 保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第51条 保護管理者は、個人データ等の適切な管理のための措置については、個人情報保護規程第30条に定める監査又は第31条に定める点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講じ、総括保護管理者に報告する。

第13章 苦情への対応

(苦情への対応)

第52条 保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情について、迅速かつ適切に対応できるよう体制整備を行う。

第14章 雑則

(その他)

第53条 この規程に定めるもののほか、個人データ等の適切な管理の実施に関し必要な事項については、別に定めることができるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月12日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月21日一部改正)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。